

# 建物にPCB使用機器が 残っていませんか？

PCBは次のような機器に使用されています。



コンデンサ



トランス(変圧器)



照明器具安定器

## PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは？

PCBは、ポリ塩化ビフェニルの略称で、化学的に安定した性質をもつことから電気機器の絶縁油等として幅広い用途で使われてきました。

しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件でPCBの毒性が社会問題化し、現在は製造や輸入、新たな使用は禁止されています。

### ●キュービクルや照明器具の点検をしてください！

(※ 通電中のコンデンサ等は近づくと感電のおそれがあり危険です。必ず電気主任技術者等の専門の方にご相談ください。)

### ●期限を過ぎると処分ができなくなります！

### ●期限内処分しないと罰則があります！

(※ 改善命令違反の場合、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科に処せられます。)

詳細は裏面を  
ご覧ください

高濃度 PCB の処分期間は **2021** 年 **3** 月 **31** 日まで

※低濃度 PCB の処分期間は 2027 年 3 月 31 日まで

# PCBはどんなところに使われているのですか？

PCBが使用された主な電気機器等には、トランス(変圧器)やコンデンサ、安定器等があります。

これらは工場、ビル、学校、マンション、事務所等の**キュービクル内の受電設備**や**照明器具**に使用されています。



コンデンサ



トランス(変圧器)



キュービクル(※)



照明器具(蛍光灯)

※ 通電中のコンデンサ等は近づくと感じ電のおそれがあり危険です。必ず電気主任技術者等の専門の方にご相談ください。

**昭和52年(1977年)3月以前**に建てられた建物の照明にはPCB含有安定器が使用されている可能性があります。

該当する場合は、安定器の銘板情報を製造メーカー等にお問い合わせ、PCBの有無を確認してください。

## ●安定器の銘板の確認方法



① 蛍光灯を外します。



② 蛍光器具のカバーを外してください。



③ 安定器を確認してください。  
安定器の表面に**銘板**が貼られています。



④ 安定器の**銘板**です。

## PCBは法に基づく届出が必要です！

高濃度PCBが使用されている機器を使用またはPCB廃棄物を保管している場合は、毎年6月30日までに尼崎市に届出が必要となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## PCB濃度・機器の種類によって処分先が異なりますのでご注意ください！

### 高濃度PCB廃棄物(※1)

- ・トランス(変圧器)
- ・コンデンサ

JESCO(※2)大阪  
PCB 処理事業所

- ・汚染物等
- ・安定器

JESCO(※2)北九州  
PCB 処理事業所

低濃度 PCB  
廃棄物(※3)

無害化処理  
認定施設等(※4)

※1 高濃度PCB廃棄物:PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの

※2 JESCO:中間貯蔵・環境安全事業㈱

※3 低濃度PCB廃棄物:PCB濃度が5,000mg/kg以下のもの

※4 無害化処理認定施設等:環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html)にて公開

## PCB使用製品やPCB廃棄物を発見したらご連絡ください！



尼崎市経済環境局環境部産業廃棄物対策担当

電話番号:06-6489-6310

詳細は以下をご覧ください。

ホームページ:[http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/syorigyou/035pcb\\_0/035pcb\\_1.html](http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/syorigyou/035pcb_0/035pcb_1.html)



2018.12